

「接続料の算定等に関するワーキンググループ」 ヒアリング資料

2025年12月19日

株式会社NTTドコモ

つながろう。驚きを。幸せを。



当社の現状の回線数比の算定方法について

赤枠内構成員限り

SLIDE No.

1

- 当社は、電気通信事業報告規則(様式第11)にて報告する「携帯電話等契約数」等に基づき、回線数比を算定
- 本算定方法は、総務省にて検証可能かつ算定方法の基準が明確な方法である(以降本算定方法を「報告規則ベース」とする)

<現状の当社の回線数比の算定方法>

様式第11(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
2025 年 3 月 31 日 現在	
サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス	事業者名 株式会社NTTドコモ
契 約 数	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
①全契約数	
②「データ専用」	

省令報告数値であり総務省にて検証可能であるため事業者の恣意性は排除される

回線数比の算定方法

音声(①-②) : データ(①)
= (:)

現状の当社の回線数比の算定方法並びに当社意見、及び、懸念事項

- 回線数比は11/10接続料算定等に関するWGにて複数の算定方法案が提示されているところ、恣意性を排除しつつ、総務省における検証可能性が担保できる「**報告規則ベース**」へ今年度から全社統一し、不公平な格差を速やかに是正していくべきと考える

WGでの論点		当社算定方法 (報告規則ベース)	算定方法の基準	当社意見
⑥ 回線数比	① <u>モバイル網固定電話</u> 「含めない」、 「音声専用」または 「音声+データ」	音声・データ いずれにも 含めず	モバイル網固定電話は 電話転送役務であり、 移動通信役務ではないため	✓ <u>今年度から「報告規則ベース」へ 全社統一すべき</u> ✓ 「報告規則ベース」は省令報告値のみを用いた最もシンプルな方法であり、事業者の恣意性も排除しつつ、総務省における検証可能性も担保可能 ✓ ③のSMSが利用できるデータ回線を音声回線に計上した場合、音声通話ができない回線を理由に音声接続料が上昇する可能性あり(次ページ参照)
	② <u>データ通信が利用できない携帯電話回線</u> 「音声+データ」 または「音声専用」	「音声+データ」	「データ通信が利用できない携帯電話回線」の回線数は報告規則において個別に音声専用の報告欄がないため	
	③ <u>データ通信とSMSが利用できる携帯電話回線</u> 「データ専用」または 「音声+データ」	「データ専用」	接続会計は音声かデータに配賦することから、「音声通話ができないデータ回線」を「データ専用」に含めているため	

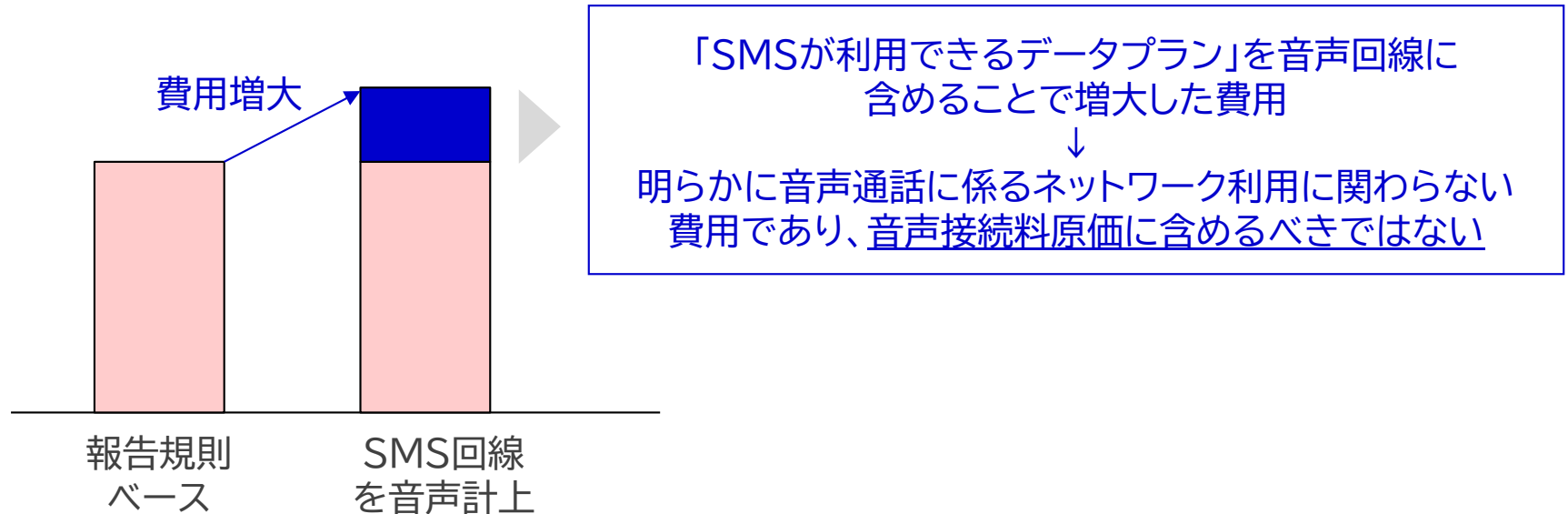
<現状に対する懸念事項>

- 3社の算定方法が異なることで接続料格差が生じている可能性があること
- 報告規則ベースによらない算定方法では各社独自の解釈による恣意性が排除できず、総務省による検証可能性も担保できない
- ③を「音声+データ」とし、音声通話に係るネットワーク利用に関わらない費用を音声接続料原価に含める場合、音声接続料が上昇する懸念

「SMSが利用できるデータプラン」に対する考え方

- 以下の理由により届出接続料の算定ステップにおいて音声通話ができない携帯電話回線の影響で増大した費用分を音声接続料原価に含めるべきではない
- ① 「SMSが利用できるデータ通信回線」を音声回線に含めることで接続会計における音声費用が増大
- ② 音声通話ができない携帯電話回線を理由に増大した費用が音声接続料原価から控除されていない場合、音声接続料が上昇
- ③ 音声接続料は音声通話に係るネットワーク利用料として回収すべきものであるところ、その額を算定するにあたって、音声通話ができないデータ+SMSの回線数が影響を与えるのは適切ではない

<接続会計における音声伝送役務費用>



適用年度の考え方

- 各社の考え方が統一されていない現状は速やかに是正すべきであり、今年度届出接続料から、報告規則ベースに修正した2024年度接続会計を再提出して算定すべき
- 接続会計の再提出が難しい場合、今年度届出接続料の算定ステップにおいて音声通話が利用できない携帯電話回線の影響で増大した費用分は音声接続料原価に含まれないようにすべき

25年度届出接続料	26年度届出接続料
✓ 回線数比が報告規則ベースでない事業者は <u>報告規則ベースに修正した接続会計を再提出して算定すべき</u> ↓ ✓ 接続会計の再提出が難しい場合、接続料算定ステップにおいて報告規則ベースに修正※した24年度接続会計を参照し、接続料原価を算定することで、<u>音声通話 が利用できない携帯電話回線の影響で増大した費用 分は音声接続料原価に含まれないようにすべき</u>	✓ 回線数比を報告規則ベースに統一した 接続会計を基礎として算定

※ 回線数比を報告規則ベースに修正したもので、関連する取得価額及び帳簿価額と費用の配賦比率を変更したのちにネットワーク資産額比を修正し、資産・費用を再配賦することが可能